

様式第9号

市有財産有償貸付契約書

貸付人伊勢市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）
とは、自動販売機の設置を目的とした有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

名称	貸付場所	貸付面積	設置台数

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、自動販売機の設置の用途（以下「指定用途」という。）
に使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守
しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、次のとおりとする。

貸付料 金 円

（上記貸付料に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を納付額とする。）

（貸付料の支払）

第6条 乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書
により納入しなければならない。

年 度	貸 付 料	納 入 期 限
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日
年度	円	年 月 日

※上記各年度の貸付料に消費税及び地方消費税額を加えた額を納付金額とする。

(電気料等の支払)

第7条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、施設全体の前月電気使用料の単価に基づき当該月の専用メーターの表示する使用料を計算し、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

3 乙が、水道を使用する場合は、前項の納入通知書に水道料金を加算するものとする。

4 乙は、第2項の納入通知書に定める日までに甲に電気料等を支払わなければならない。

(延滞金)

第8条 乙は、第6条及び第7条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び電気料等（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、遅延日数に応じ、約定期間を経過した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が定める率で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第9条 乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は免除する。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、この契約締結後、民法以外の法律に特別の定めがあるものを除くほか、貸付物件に数量の不足その他の契約の内容に適合しない状態のあることを発見しても、貸付料の減額及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第12条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第13条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第15条 甲は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第16条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第15条第3項に定める義務に違反した場合

金<貸付料の1年分に相当する額>円

(2) 第3条及び第14条に定める義務に違反した場合

金<貸付料の1年分に相当する額の3倍の額>円

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

(8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(原状回復)

第19条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は前2条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第20条 甲は、第17条第2号の規定により、この契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第21条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第22条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第17条から第18条までの規定により契約が解除されたときにおいて、第17条第2号を除き、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第24条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第25条 この契約に関する訴の管轄は、伊勢市役所所在地を管轄区域とする津地方裁判所伊勢支部とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長

乙 住 所
氏名及び名称
代表者氏名

印